

今般、アゼルバイジャンについての「安全対策基礎データ」を改訂しましたのでお知らせします。

アゼルバイジャンについての「安全対策基礎データ」

リンク ↓

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=152>

● 犯罪発生状況、防犯対策

1 内務省発表によると、アゼルバイジャンの犯罪認知件数は、2016 年中 26,611 件と前年より 305 件減少しています。しかし、特に屋内外における強盗・窃盗事件が 1,188 件増加しており、夜間、暗い通りでの独り歩き等は危険なほか、住宅やホテル等滞在時にも厳重な戸締まり等が必要ですので十分に注意してください。また近年では麻薬の押収件数の増加が顕著となっています。

2 これまでに、アゼルバイジャンにおいて日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア及びバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件や、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、トルコ、インドネシア、フィリピン等、日本人の渡航者が多い国でもテロ事件が多数発生しています。このように、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けた者による一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しており、日本人・日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。このような情勢を十分に認識して、誘拐、脅迫、テロ等に遭わないよう、また、巻き込まれることがないよう、海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

● 査証、出入国審査等

（手続や規則等に関する最新の情報については、駐日アゼルバイジャン大使館（03-5486-4744）等に確認してください。）

1 査証

アゼルバイジャンに入国するには、これまであらかじめ査証を取得する必要がありましたが、2016 年 2 月 1 日から国際空港（ヘイダル・アリエフ国際空港（バクー）及びギャンジャ空港）において、日本国旅券（一般・外交・公用）所持者に対して、査証（一次有効、滞在期間 30 日）の発給が開始されました。陸路・航路等での入国の場合や滞在期間 30 日以上、数次等の査証については、引き続き、予め査証を取得する必要があるほか、日本国

外のアゼルバイジャン大使館での査証申請は受理されない場合がありますので、出発前に駐日アゼルバイジャン大使館等に確認してください。

なお、2017年1月10日から、アゼルバイジャンでは30日以内の観光目的の一次査証を、インターネット上にてより簡単に申請・取得するシステムが開始されました。このシステムは、「ASAN VISA」と呼ばれ、次のホームページにて手続きを行うことができます。

<https://evisa.gov.az/en>

このシステムでは、次の3ステップで査証申請・取得ができます。

(1) 申請時にデータ入力その他に有効な旅券の顔写真があるページのカラーデータのアップロードが求められます。

(2) 電子カード決済にて査証料金の支払いを同ページ上で行います（電子サービス手数料20米ドルが必要です）。

(3) 申請から3稼働日後に、登録した電子メールアドレスにPDFファイルで査証が送られてきます。このPDFファイルを印刷してアゼルバイジャン入国時に旅券と併せて入国審査場で提示します。

2 現金の持込・持出

2016年3月16日から、アゼルバイジャンにおける現金の持ち込み及び持ち出しに関する規則が次のとおりに変更されました。

現金の持ち込みは、10,000米ドル未満は税関への口頭申告で可能です。10,000米ドル以上であれば「個人簡易申告書」と「通関証明書」が必要になります。いずれの書類も税関で記入・提出して証明印を税関担当者に押してもらう必要があります。これらの書類は、出国時に現金を持ち出す際に必要となるため、確実に保存しておく必要があります。

現金の持ち出しは、10,000米ドル未満は税関への口頭申告で可能です。出国以前に現金として持ち込んだ10,000米ドルから50,000米ドル未満の現金は、持ち込み時に税関に提出し、証明印が押印された「個人簡易申告書」と「通関証明書」を税関に提出することにより、持ち出すことができます。50,000米ドル以上の現金は持ち出すことができないので、銀行から送金する等の措置をとってください。また、万が一、「個人簡易申告書」と「通関証明書」を紛失してしまった場合についても、それらの書類を再発行することはできないので、銀行から送金する等の措置をとってください。

3 銀行からの海外送金

2016年12月8日から、アゼルバイジャンにおける外貨送金の制限に関する法律が施行され海外口座への外貨送金額が制限されるようになりました。アゼルバイジャンから海外の銀行口座へ外貨を送金できる限度額は、1日当たり1,000米ドルまで、1か月当たり10,000米ドルまでになりましたので、海外への外貨を送金する際には注意が必要です。

4 物品の持込

個人のもので、産業・商業目的ではない、次の物品については、関税を払わずに通過することができます。

- ・旅行中に渡航者自身の需要を満たすための個人的な所有物
- ・関税課税価格が 1,500 米ドル未満の物品（同行する未成年者については一人当たり 500 米ドル未満の物品）
- ・免税エリアから持ち込まれた物品
- ・国際郵便又は輸送会社により、渡航者の名の下に 30 日の期間内に免税エリアに持ち込まれた、関税課税価格が 1,000 米ドル未満の物品

5 持込禁止

武器、弾薬類、放射性物質、麻薬・覚醒剤、暴力・テロ活動等の宣伝物等は持ち込みが禁止されています。

6 入国審査

アゼルバイジャンは隣国アルメニアとの間で紛争を抱えているため、アルメニアを訪れた後にアゼルバイジャンへ入国する場合には、入国審査時に、より厳しい審査が実施される傾向があります。

7 子連れの出国

アゼルバイジャンにおいては、親権を持つ親であっても、他の親権者の同意や裁判所の許可を得ずに子の居所を移動させること（親が日本に帰国する際に子を同伴する場合を含む）は、子を誘拐する行為として重大な犯罪となる可能性がありますので注意してください。（他国では、結婚生活を営んでいた国への再入国や、当該国と刑事司法上の共助関係を有する第三国への入国の際に、子を誘拐した犯罪容疑者として日本人が逮捕される事案が発生しています。）

● 滞在時の留意事項

（手続や規則等に関する最新の情報については、駐日アゼルバイジャン大使館（03-5486-4744）等に確認してください。）

1 旅券（パスポート）等の携帯

警察官に求められた場合に、直ちに提示できるように、パスポート又はその写し、あるいは他の身分証明書を常時携帯してください。身分を証明できず、警察官に拘束されたという事例もあります。

2 滞在登録

アゼルバイジャンに 10 日を超えて滞在する場合、入国から 10 日以内に、移民局において滞在登録を行う必要があります。この滞在登録は、在留期間や在留資格によって手続きが異なるため、詳しくは駐日アゼルバイジャン大使館等にお尋ねください。なお、旅行等の短期滞在でホテルに宿泊する場合は、通常、ホテル側が滞在登録手続きを行うので心配ありませんが、知人宅などの個人の居宅に宿泊する場合は、入国後、知人等に滞在登録手続きを依頼する必要があります。

3 占領地域等

アゼルバイジャンはアルメニアとの間で領土紛争を抱えており、ナゴルノ・カラバフ及びその周辺地域は、アゼルバイジャン政府の実効支配が及んでいません。ナゴルノ・カラバフ軍事境界線付近や両国国境地帯では、現在でも散発的に発砲事件が起きているほか、2016 年 12 月には武力衝突も発生しており、国境地帯、軍事境界線付近は入域が制限されています。アゼルバイジャン政府は、ナゴルノ・カラバフ及び周辺の被占領地域への渡航にはアゼルバイジャン政府の許可が必要としており、許可を得ずに同地域へ渡航した外国人には、同国の法律に違反したとして、アゼルバイジャンへの入国禁止等の罰則を科しています。また同地域でのアゼルバイジャン政府の許可を得ず行う企業活動・商業貿易活動については、アゼルバイジャン政府から違法であるとみなされ、アゼルバイジャンへの入国禁止等の不利益を被るおそれがあります。これら地域への渡航については、どのような目的であれ止めてください。

また、アゼルバイジャン領ナヒチェバン自治共和国は、アゼルバイジャンのいわゆる「飛び地」であり、入域の手段が限定されることに加え、アルメニアと国境を接していることから、同自治共和国への渡航は、渡航手段・経路・時期を慎重に検討し、安全な手段を選択してください。情勢に応じて渡航日程を延期するなどの余裕をもった日程を組むよう安全対策を講じてください。

4 写真撮影

国境付近、軍関連施設の写真撮影は禁止されています。政府機関の建物等を撮影する際にも、念のため、撮影が可能か否かを確認することをお勧めします。地下鉄駅構内における写真撮影についても可否を確認することをお勧めします。

また、人物を撮影する場合には、事前に承諾を得ることをお勧めします。特に女性にカメラを向ける場合には、あらかじめ承諾を得ないとトラブルに巻き込まれる可能性もあります。

5 麻薬

販売目的による不法な麻薬、向精神剤の入手、保管、製造、加工、所持、輸送または不

法な販売は刑法により罰せられます。また、販売目的ではなくても、麻薬を不法に所持したり、治療目的の服用量を超える向精神剤を入手・所持する行為は刑法による処罰の対象となります。

6 交通機関

アゼルバイジャンには、バス、タクシー、地下鉄などの交通手段があります。道路の整備状態は悪く、至るところに穴があいています。また停止線がはっきりしておらず、信号機も故障していたり、見づらくなったりしていることも多いので、道路事情には注意が必要です。

自動車の運転をする際には、上記を念頭に置いたうえで十分に注意し、慎重な運転を心がけてください。自動車の運転マナーは良好とはいえず、急な追い越し（センターラインをオーバーする）、割り込み、方向指示器の不使用、急発進急停車が頻繁に見られるほか、歩行者も信号無視や横断歩道のない場所での横断を日常的に行っていますので注意が必要です。また、歩行の際には信号に注意することはもちろん、安全を十分に確認した上で横断してください。

7 タクシー

一部のタクシーには料金メーターが導入されています。料金メーターのないタクシーを利用する際は、降車時の料金を巡るトラブルを避けるため、乗車前に運転手と交渉しておくことをお勧めします。

8 在留届

現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在アゼルバイジャン日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、または日本への帰国や他国に転居する（一時的な旅行を除く）際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム（ORR ネット、<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>）による登録をお勧めしますが、郵送、ファックスによっても行うことができますので、在アゼルバイジャン日本国大使館まで送付してください。

9 たびレジ

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録をお願いします（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。「たびレジ」に渡航期間・滞在先・連絡先等を登録すると、滞在先の最新の安全情報がメールで届き、緊急時には在外公館からの連絡を受けることができます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレス

も追加登録できますので、併せてご活用ください。

● 風俗、習慣、健康等

1 都市部，地方部を問わず，半ズボンでの外出は，男性であっても，周囲から奇異な目で見られる可能性があります。女性は歩きながらタバコを吸っていると売春婦と見なされる可能性があるので注意が必要です。また，夜間の女性の一人歩きは危険ですので避けるようにしてください。

2 地方においては，イスラムの教えを守る傾向が強くなりますので，男女ともに肌の露出の少ない服装を着用する，男性が女性に握手を求めない等の一定の配慮が必要です。また，イスラム寺院に入る際には，都市部の寺院であっても，男女ともに肌の露出のない服装をするとともに，女性は髪を隠してください。

3 アゼルバイジャンには，ナゴルノ・カラバフ紛争等により発生した難民キャンプが数多くあります。難民キャンプの中への入域には当局の許可が必要となる場合もあります。

4 水道水は衛生的とは言えませんので，飲料用にはボトル入りのミネラルウォーターをお勧めします。また，レストラン・食堂の中には，衛生上問題のあるところもあります。アゼルバイジャンでは魚類の輸送・保存設備が発達していないため，魚類を購入する場合は信頼できる店から購入することをお勧めします。なお，夏季は魚の腐敗が早く，現地の人も魚料理を避ける傾向があります。

5 アゼルバイジャンでは，狂犬病が発生しています。野犬だけでなく飼い犬も予防接種を十分に受けていません。また，犬以外の動物が感染することもありますので，飼い犬も含め，動物にはむやみに手を出さないように注意してください。

また，放牧されている羊の群れには，見知らぬ人間に攻撃的になる番犬がついていることがありますので，不用意に近づかないでください。

仮に，犬にかまれてしまった場合には，直ちに病院で狂犬病のワクチン接種を受けてください。

6 アゼルバイジャン南部，イランとの国境付近では，マラリアが発生していますので，蚊に刺されないような注意が必要です。肌の露出が少ない服装を心がける，虫よけ剤を使用するなど，感染予防に努めてください。また，乾燥地帯には毒蛇がおり，中には致死性の毒を有する蛇もいます。蛇に咬まれた場合には，早期に治療を行う必要があります。

7 医療事情は良好とはいえず，地方においては，医療ミスによる死亡事故も報告されて

いますので、信頼できる病院・診療所を選ぶことをお勧めします。重病、重傷になると、先進国への緊急移送が必要な場合もありますので、十分な補償内容の海外旅行保険への加入をお勧めします。

8 「世界の医療事情」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/europe/azerbaijan.html>) において、アゼルバイジャン国内の衛生・医療情報等を案内していますので、渡航前には必ずご覧ください。

その他、必要な予防接種等については、以下の厚生労働省検疫所ホームページを参考にしてください。

◎感染症情報 (<http://www.forth.go.jp/>)

● 緊急時の連絡先

◎消防署：電話 101

◎警察署：電話 102

◎救急車：電話 103

◎在アゼルバイジャン日本国大使館：電話 (市外局番 012) 4907818, 4907819

国外からは(国番号 994) -12-4907818 又は 4907819

※ 在留邦人向け「安全の手引き」

当館が在留邦人向けに作成した「安全の手引き」(<http://www.az.emb-japan.go.jp/upload/pdf/anzennotebiki.pdf>) も御参照ください。

(問い合わせ先)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省内関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)(内線) 2306

○領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連)(内線) 3047

○海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC 版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

(現地大使館連絡先)

○在アゼルバイジャン日本国大使館

住所：Hyatt Tower III, 6th Floor, Izmir Str. 1033, az1065 Baku, Azerbaijan

電話：(市外局番 012)-4907818 又は 4907819

国外からは(国番号 994) -12-4907818 又は 4907819

ファックス：(市外局番 012)-4907817 又は 4907820

国外からは(国番号 994)-12-4907817 又は 4907820

ホームページ：<http://www.az.emb-japan.go.jp/001jp.html>

送信者

在アゼルバイジャン日本国大使館領事班

連絡先+994-12-490-7818